

関係機関で行う主な被害者支援



質問：裁判はいつ開かれるのか、犯人が
刑務所からいつ出てくるのかなどを
知りたいのですが、どうしたら
いいですか？

法務省の各機関における支援制度（被害者等通知など）

被害にあわれた方などが利用できる事件の処分結果や刑事裁判の結果などに関する通知制度があります。

【詳しくは、各問合せ先（P27）にご確認ください】

- 下記1、3～5は、事件を取り扱った検察庁又は担当検察官
- 2は、さいたま第一検察審査会事務局
- 6は、保護観察所

1 検察庁の通知制度

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所
- 裁判が行われる日
- 裁判結果
- 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など
- 有罪確定後の犯人に関する事項

2 検察審査会への審査申立て

検察官は、被疑者を不起訴処分にすることがありますが、
検察審査会は不起訴処分の審査をする機関です。

被害にあわれた方や犯罪を告訴した人などは、不起訴処分
を不服として審査会に申立てすることができます。

3 仮釈放の審理に関する通知

受刑中の加害者の仮釈放は、地方更生保護委員会の審理を経て決定します。

- 仮釈放審理を開始した年月日など
- 仮釈放審理の結果など

4 保護観察所からの通知

保護観察は、加害者が保護観察付きの執行猶予判決を受けた場合や刑務所を仮釈放になった場合に開始されます。

- 保護観察の開始年月日、終了予定年月日など
- 保護観察期間中の処遇状況(おおむね6ヶ月ごとに通知)
- 保護観察が終了した年月日など

5 心神喪失者等から被害を受けた方への被害者支援

殺人などの重大な犯罪を行った者が、心神喪失等の理由で不起訴処分や無罪などが確定した場合、裁判所に申立てを行います。裁判所は審判を行って、入院させるかなどを決定します。

被害にあわれた方は、申出をして、審判を傍聴することができ、結果について裁判所から通知を受けることができます。

6 医療観察法における情報提供

加害者に医療観察法が適用された場合に利用できる情報提供です。

- 加害者の氏名
- 処遇段階(入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了)とその開始・終了年月日
- 地域社会における処遇中の状況に関する事項

MEMO :
